

栄養ケア・ステーション ご利用の手引き

—市町村版—

栄養ケア・ステーションをご活用ください

「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人茨城県栄養士会が、県民の健康維持増進や生活習慣病予防、介護予防及び重症化予防などの栄養支援を行う拠点として設置しています。

市町村や医療機関・社会保険協会・民間企業等の依頼に応じて派遣した管理栄養士（いばらき栄養支援管理栄養士*）が専門的な立場でエビデンスのある栄養・食生活指導及び相談業務、研修会講師など、食に関する様々な支援を行います。

主に、介護予防、生活習慣病の発症及び重症化予防のための栄養改善支援をさせていただきます。

*「いばらき栄養支援管理栄養士」とは、公益社団法人茨城県栄養士会で行う栄養や食生活改善の専門的研修である「人材育成スキルアップ研修」を受講・修了し、栄養ケア活動ができる管理栄養士として公益社団法人茨城県栄養士会長が認定した管理栄養士のことです。

公益社団法人 茨城県栄養士会
栄養ケア・ステーション

<栄養ケア・ステーションご利用方法>

公益社団法人茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションを活用して、市町村において管理栄養士の派遣を受けることができます。下記事項をご一読いただき、ご了解のうえご利用下さい。

1 利用対象

地域住民に対して栄養ケアを実施するため、管理栄養士の派遣を希望する市町村を対象としています。

2 利用内容

以下のような場面に管理栄養士がお伺いしますので、ご利用ください。

- ① **地域ケア会議・サービス調整会議へ参加して栄養支援の提案を行います。**
- ② **自宅や公的施設、住民運営の通いの場などへ伺い、高齢者の食事アセスメントと、アセスメント結果に応じた栄養食事指導を行います。**
- ③ **健康教育（集団指導）、講演会等の講師の派遣を行います。**
- ④ **特定保健指導などの個別栄養指導を行います。**
- ⑤ **上記以外への派遣についても、栄養ケア・ステーションにご相談下さい。**

3 利用手続き

(1) 管理栄養士派遣依頼・決定

- ① 添付の「管理栄養士派遣依頼書」（様式1）に所定の事項を記入し、茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションに送付します。（FAXまたはEメール）
- ② 栄養ケア・ステーションでは、派遣内容に応じた管理栄養士（いばらき栄養支援管理栄養士）を調整し、「管理栄養士派遣決定通知書」（様式1の下部）により依頼市町村あてに派遣管理栄養士を通知します。
- ③ 「管理栄養士派遣決定通知書」が届いた後、派遣管理栄養士と詳細な内容について打ち合わせください。

4 指導の実施・報告

(1) 会議への参加・栄養食事指導の実施

管理栄養士が、決められた日時に会議や指定の場所へ伺い、栄養支援の提案や栄養食事指導等を行います。

(2) 実施報告

栄養食事指導実施後は、管理栄養士が「栄養食事指導報告書」（様式2）により1月以内に報告を行います。

報告書が提出されるまでの間の情報提供・報告等が必要な場合は、随時、管理栄養士と行って下さい。

5 費用

(1) 報酬・旅費

下記参考基準額により、会議へ参加または栄養食事指導を行った管理栄養士に対し、市町村から直接お支払いください。（原則として、実施日から1月を超えない期間で支払う。）

参考基準額：管理栄養士1人1日 10,000円以上（2018年度～）

※依頼内容により基準額は変動します。（要相談）

旅費は、実費支払いとなります。

(2) 食事診断料

栄養食事指導時には、簡易型自記式食事歴法質問票調査結果に基づいて指導を行うため、食事診断料が別途発生します。

6 利用上の留意点

- ・管理栄養士の派遣については、必ず茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションを通し、所定の手続きを経てください。
- ・ご利用にあたってご不明な点がございましたら、お気軽に下記茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションあてご連絡・ご相談ください。

【連絡先】

公益社団法人茨城県栄養士会（栄養ケア・ステーション）事務局
TEL 029-228-1089 FAX 029-228-4271
E-mail info@ibarakiken-eiyoushikai.or.jp

<管理栄養士派遣の流れ>

